

食品安全委員会第 15 回会合議事録

1．日時 平成 15 年 10 月 16 日(木) 14:00～15:02

2．場所 委員会大会議室

3．議事

(1) 食品安全基本法第 24 条に基づく委員会の意見の聴取について

(厚生労働省からの説明)

(2) 食品安全モニターに対する第 1 回アンケート調査の結果について

(3) その他

4．出席者

(委員)

寺田委員長、小泉委員、坂本委員、寺尾委員、中村委員、本間委員

(説明者)

厚生労働省 外口大臣官房参事官、中垣基準審査課長

(事務局)

梅津事務局長、一色事務局次長、岩淵総務課長、村上評価課長、藤本勧告広報課長、

杉浦情報・緊急時対応課長、西郷リスクコミュニケーション官、宮寄評価調整官

5．配付資料

資料 1 - 1 セレウス菌の規格基準の設定に係る食品健康影響評価について

資料 1 - 2 「ポリソルベート 20、同 60、同 65 及び同 80」の添加物指定及び使用基準
・成分規格の設定に関する食品健康影響評価について

資料 2 食品安全モニター・アンケート調査(食の安全性に関する意識調査)の結果について

資料 3 食品安全基本法第 21 条第 1 項に規定する基本的事項について

寺田委員長 それでは、ただいまから「食品安全委員会」の第 15 回会合を開催いたします。

本日は、見上委員が海外出張のため欠席でございます、6 名の委員が出席されております。

本日の会議全体のスケジュールにつきましては、お手元の資料に食品安全委員会第 15 回会合議事次第というのがございますので、ごらんになってください。

資料の確認でございますが、資料は 4 点ございます。「4 . 配付資料」というところに書いてありますとおり。

(1 - 1) セレウス菌の規格基準の設定に係る食品健康影響評価について。

(1 - 2) 『ポリソルベート 20、同 60、同 65 及び同 80』の添加物指定及び使用基準・成分規格の設定に関する食品健康影響評価について。

(2) 食品安全モニター・アンケート調査（食の安全性に関する意識調査）の結果について。

(3) 食品安全基本法第 21 条第 1 項に規定する基本的事項について。

お手元でございますね。

それでは、議題 1 に入らせていただきます。「食品安全基本法第 24 条に基づく委員会の意見の聴取について」。先週の委員会でもお話いたしましたとおり、セレウス菌の規格基準の設定、ポリソルベート 20、同 60、同 65 及び同 80 の添加物としての指定並びに使用基準及び成分規定の設定に関して、厚生労働大臣より食品健康影響評価の要請が来ております。本件は、専門調査会で検討されることとなりますが、まず、厚生労働省の説明をお聞きしたいと思います。

厚生労働省からは、食品安全部の中垣基準審査課長と、外口参事官が来ておられます。説明は、中垣基準審査課長によろしくお願いいたします。よろしゅうございますか。

中垣基準審査課長 厚生労働省の基準審査課長の中垣でございます。

それでは、お手元の資料 1 - 1 に基づきまして、御説明申し上げたいと思います。

10 月 6 日付で厚生労働大臣から食品安全委員会委員長あて、食品健康影響評価を依頼したものでございますけれども、乳児用の調製粉乳、すなわち乳児用のミルクと一般に呼ばれているものでございますけれども、これにセレウス菌という菌の規格を設ける必要があるか否かについて、リスク評価をこの委員会にお願いをしておるものでございます。

「1 経緯」のところに書いておりますが、セレウス菌、この菌自体は、主に土壤中にあると言われておりますけれども、いろいろなところ、すなわちこういった部屋の中、あるいは病院、いろんなところで検出されておりますし、保菌されている方もかなりおられるんだろうと考えております。

微生物学的に申し上げますと、グラム陽性の芽胞をつくる桿菌であるというふうに分類されておりますが、このセレウス菌による食中毒というのは、欧米では肉、スープ、米飯などがございまして、また、我が国でも米飯類などで発生しておりますが、その症状は、下痢、嘔吐などでございまして、一般的にそれほど重たいものではございませんし、また、その数も限られておる、どこにでもいる菌であるというようなこともあるんだろうと推察いたしておりますけれども、我が国だけではなくて国際的に見ても、食品衛生上の規制というのは行われておりません。

しかしながら、セレウス菌の感染症、特に低出生体重児、いわゆる未熟児でございまして、低出生体重児におけるセレウス菌感染症というのが幾つか報告されておるところでございます。

勿論、後で申し上げますが、このセレウス菌感染症と調製粉乳との間の因果関係というのは全く明らかになっておりませんけれども、低出生体重児におけるセレウス菌感染症が報告されておるといようなことにかんがみまして、今回、その調製粉乳について、セレウス菌の規格を設けた方がいいのかどうかというのを御依頼したところでございます。

我が国では、2番に書いておりますが、食品中の規格基準は設定されておりませんし、「3 諸外国の規制」でございまして、今回、調べましたところ、アメリカにおきましては、規格基準は設定されておりませんが、乳児用の調製粉乳について設定するという方向でパブリックコメントがなされておるとい現状にある。

また、オーストラリアでは、調製用粉乳にセレウス菌の規格基準が定められておるといのが明らかになったところでございます。

更に、EU、あるいはCodexにおきましては、そのような規格というのは定められていないという現状でございまして、本年の6月に低出生体重児とセレウス菌感染症の報告されたことにかんがみまして、念のためにその設定の是非について、この委員会で御審議を賜りたいと思っております。我が国で報告されております低出生体重児とセレウス菌との関係でございまして、本年6月に560グラムの低出生体重児がセレウス菌に感染したという報告がなされております。

更に、さかのぼって調べてみますと、日本新生児学会雑誌などを中心に調べたわけでござ

ざいますが、1995年から今年にかけて、5件6例報告されております。

1例を除きまして、いずれも1,000グラム未満の超低出生体重児と言われるものでございまして、564グラムでございますとか660グラムでありますとか、947グラムというような症例でございますが、これらが人工乳、いわゆる調製粉乳を摂取したかどうかというのも報告の中には記載されておられません。

1例、経腸栄養したという記載がございますから、恐らく調製用の粉乳が使われたんだろうと思いますが、その例を除いて報告の中では明らかになっておりません。

また、5件6例のうち4例は、不幸にも死亡なさっておられるわけでございますが、いわゆる1,000グラム未満の超低出生体重児でありますと、小児科学会雑誌によりますと、出生後1年以内の死亡率というのは95年で24%、2000年でも21%程度ということでございますから、この死亡自体をどう評価するかというのは議論があるところなんだろうと考えておりますが、いずれにいたしましても、セレウス菌感染症と、このような超低出生体重児との関係が報告されておるということでございます。

また、この中の報告によりますと、空調のフィルター、あるいは部屋のほこり、そういうものからセレウス菌が検出されたとありますし、保菌者も見つかったというような報告もあるわけでございますが、輸液、すなわちリンゲル液とかブドウ糖液とか、そういう輸液の準備をする部屋、あるいは調製粉乳を準備する部屋、そういうものをヘパフィルターを付けるとか、清掃を強化するとか、そういうことで感染率が下がったというような報告もあるわけございまして、一律に調製粉乳との関係が疑われるというような状況にはないと考えておりますが、先ほど申し上げましたとおり、オーストラリア、あるいはアメリカの現状も考えまして、念のため、この委員会で御審議賜ればというふうに考えておるところでございます。

この資料1-1の最後、4番目でございますが、この委員会での評価結果を受けまして、必要があれば、薬事・食品衛生審議会の方で具体的な規格、例えば何個パーグラムというような具体的な規格になるかと思いますが、そのような規格の可否について、別途、薬事・食品衛生審議会で審議をお願いをしたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

寺田委員長 どうもありがとうございました。

恐縮ですが、引き続き、まとめてよろしいですか。

中垣課長 申し訳ございません。

資料1-2を御説明したいと思っております。

資料 1 - 2、ポリソルベート 20、60、65、80 という、基本的な化学構造の骨格は同じなんですけれども、そこに付いております脂肪酸の種類でありますとか量でありますとか、そういうものが若干ずつ異なる 4 種類のポリソルベート類と呼んでおりますが、4 種類の製品でございます。

この製品につきまして、添加物として指定するために必要な健康影響評価について、10 月 8 日付で大臣から委員長あて、お願いしたところでございます。

「1. 経緯」でございますけれども、厚生労働省といたしましては、平成 14 年 7 月の薬事・食品衛生審議会におきまして、次のような方針を立てたところでございます。

すなわち、① F A O / W H O 合同食品添加物専門家会議、J E C F A と通称呼んでおりますけれども、この J E C F A で安全性が確認されておる。かつ、アメリカ、ヨーロッパで使用が認められておる。こういうものにつきましては、企業からの要請を待つことなく、指定に向けた検討を開始するというような方針でございます。

と申しますのも、平成 14 年の夏にフェロシアン化物という添加物でございますが、塩の固形防止に用いられるわけでございますけれども、国際的に非常によく使われておる。しかし、我が国では、企業からの申請がないために、指定の検討すらしていなかったというようなことが表面化したわけでございます。

塩の添加物でございますので、外国から輸入される加工食品のほとんどにそれが使われておる。

一方では、企業からの要請というのは日米欧とも、そのような制度を食品添加物において採用してあるわけでございますが、それを要請するために企業は資料を用意する。一方では、何かのメリットがあるというようなところではございませんので、ただ単に企業からの要請を待っているのではなくて、国際的な機関が安全だと評価し、アメリカでもヨーロッパでも使われておるようなものについては、前向きに品目ごとの検討を進めていくべきであるという方針でございます。具体的には添加物 46 品目、またこれらと同じ条件に合致する香料につきましても、同様に指定に向けた検討を行うという方針をつくったところでございます。

この方針に基づきまして、資料の収集等をしてきたわけでございますけれども、その第一弾といたしまして、ポリソルベート類 4 品目について、食品安全委員会にリスク評価をお願いしたものでございます。

したがって、この資料の作成というのは企業が行ってあるわけではございませんで、厚生労働省が公益法人、具体的には財団法人の日本食品化学研究振興財団でございますけ

れども、この公益法人にお願いをして、資料の収集、あるいはそこに専門家を集めていただいて、専門的な観点からの御検討をお願いしたところでございます。

更に、このポリソルベートにつきましては、この安全委員会が発足する前、本年の4月でございますが、当時の薬事・食品衛生審議会の調査会において、その段階でまとまった資料を御議論願って、一部試験を追加すべきというような御意見を賜りまして、その試験を実施した上で、今回、リスク評価をここにお願いをしたというものでございます。

具体的に行った追加試験というのは、ポリソルベート65に関係いたします、復帰変異突然試験、あるいは染色体異常試験、小核試験と言われます遺伝毒性に係る3つの試験を実施し、今回お願いしたところでございます。

2番目、このポリソルベートというものでございますけれども、非イオン性の界面活性剤で、食品添加物としては勿論、いろいろな分野で非常に広く使われておるところでございます。

添加物といたしましては、乳化剤、あるいは分散化剤などとして、パンケーキ、ショートニングオイルなどに使われておりますし、国ごとに申し上げますと、アメリカ、ヨーロッパのほか、アジアの各国でも広く使われておるところでございますし、またJECFAにおきましては、ADIが0~25mg/kgということで設定されておるわけでございます。

「3.今後の方向」でございますが、この安全委員会でADIが設定されるということになりますれば、そのADIの範囲内でポリソルベートを使うという方向で必要な使用基準でございますとか、あるいは成分規格でございますとか、そういうものについて薬事・食品衛生審議会で追って御議論願いたいというふうに考えている次第でございます。

よろしく御検討願えれば、幸いです。

寺田委員長 どうもありがとうございました。

今のセレウス菌とポリソルベートの御説明に関しまして、どなたか質問とか何かございますか。これは要は専門調査委員会で検討されることになりますけれども、ここの委員会として何か御質問とか何かございましたら、そちらへ伝えたいと。

どうぞ。

小泉委員 セレウス菌のことですが、本来、1,000グラム未満の未熟児の死亡率は20%から24%ぐらいとおっしゃいましたが、実はこの6例では4例が死亡しておりますね。死亡例はちょっと普通よりは高いように思うんですが、この4例の亡くなられた原因は何でしょうか。

中垣課長 原因といたしましては、敗血症、髄膜炎、あるいは肺炎などが記載されておるところでございます。

小泉委員 特にセレウス菌が関与したというはっきりした証拠はなかったということですね。

寺田委員長 どうぞ。

坂本委員 関連してですが、最近、1,000グラム未満の超低体重児の出生が非常に多くなったというのを耳にしますが、それは本当でしょうか。

それと、1年未満に死亡した20%から24%あるという子ども、これは超低体重児ですから、ほとんど調製粉乳で育てられている子どもたちですか。

中垣課長 まず最初の御質問でございますけれども、今、日本小児科学会雑誌の2002年に小児科学会の委員会がまとめた報告が手元にあるわけでございますが、この報告によりますと、超低出生体重児の報告といたしましては、1990年が男が1,016人、女が1,034人でございますから、2,050~2,060人。

1995年が、男が1,249人、女が1,216人ですから、2,450~2,460人。

2000年が、男が1,428人、女が1,362人ですから、2,790人というような数字でございます。

勿論、これは医学の進歩、医療の進歩もあるんだろうと思いますけれども、妊娠二十数週で出生してくるものがございますから、それらでも場合によってはちゃんと発育できるようになったというようなことが背景にあるんだろうと考えておりますが、数字としては増えております。

また、セレウス菌との関係でございますけれども、いろいろ報告されておりますが、先ほど申し上げましたように、いろんなところから検出される。輸液の準備室であるとか、患者の部屋であるとか。ですから、これらのセレウス菌がどこから感染したものであるかについては、そこまでの分析というのは少なくとも我々が収集いたしました小児科関係の報告、新生児学会の雑誌には明らかにされておられません。

寺田委員長 よろしゅうございますか。

どうぞ。

寺尾委員 基本的な考え方で、ちょっとお伺いしたいんですけれども、これはたまたまセレウスで規格基準を決めようという話なんですけれども、そうしますと、これからいろいろなことがわかってきて、ほかの細菌でも非常にわずかな例であるけれども、ときどき感染する乳幼児のような者がいるという場合には、ずっとこれから、こういう粉ミルクの

中の規格を決めていくというのか、たまたまこれはセレウスが何か問題になるから決めるんだという話なんですか。どちらなんですか。

中垣課長 その判断基準は、基本的には公衆衛生上の見地から判断していくしかないんだらうと思います。非常に特殊な例が1例、2例でどうするかというのものもあるんだらうと思いますが、基本的にはパブリックヘルスの概念で考えていくしかないんだらうと思います。

逆に申し上げますと、そのような点も踏まえて、リスク評価をお願いをしたい。非常に特殊な例であるのか、そうではないのか、そういう点でよろしくをお願いをしたいと思いません。

寺田委員長 いかがですか。

どうぞ。

本間委員 ポリソルベートのお話に移させていただきます。

これは、もしこれが認められた場合、このポリソルベート自身の生産といたしまして、これは日本の国内で相当量使われる可能性があるのか。それとも外国から入ってくるような品物なんですか。

あと、例えばこれがパテントか何かで保護されていて、ある数社の寡占的な生産状況にあるのか、その辺の周辺のことをお尋ねします。

中垣課長 このポリソルベートというのは、トゥーンという商品名で、生物学、あるいは化学等の実験に非常に使われておるといえるのは、先生御承知のとおりだと思います。このトゥーンというのは、外国の会社の製品でございますが、同様の製品がいろんなところから発売されております。

ただ、先生の御質問の製造が国内であるかどうかについては、その資料というのは申し訳ないことに持っておりません。

しかしながら、いろんな会社が製造しておる、または非常に古くからの製品でございますから、特許等で保護されているような現状にはないんだらうと考えております。

本間委員 ありがとうございます。

寺田委員長 よろしゅうございますか。

それでは、説明、どうもありがとうございました。

この件につきましては、それぞれの専門調査会で検討してまいります。

次の議題でございますが、食品安全モニターに対する第1回アンケート調査の結果につきまして、事務局の方から御報告をお願いいたします。

藤本勸告広報課長 それでは、資料2をごらんいただければと思います。

1ページの「1. 調査目的」のところに書いてございますけれども、食品安全モニターを9月初めに470名依頼を行ったところでございます。

そこで食品安全委員会への期待や食品の安全性全般に関する意識を把握するために、4点につきましてアンケート調査を実施したということでございます。

まず1つが「食品の安全性の確保について」ということで、委員会などへの期待とか、あるいは一般の消費者がよく懸念しているような項目につきまして、全般的な意識を把握したというものでございます。

2番目が「食品の安全性に係る危害要因について」ということでございます。当委員会の主たる任務はリスク評価でございます。その関連で、消費者の方々が一般にどういったものに対して不安を感じているのかといったものを聞いたものでございます。

3番目が「リスクコミュニケーションについて」ということでございます。新たに今後導入していこうというリスク分析の中での3つの要素の1つでございますところの、リスクコミュニケーションについて、これまでの消費者の方々の評価とかなどを聞いておるところでございます。

最後に「食品の安全性に係る緊急の事態について」ということで、緊急の事態での情報源とかいったような消費者の方々の意識を質問したというものでございます。

2のところでございますように実施機関につきましては、9月5日～19日の間に調査をしまして、回答でございますが、3にございますように、455名の方からいただいたという結果になっております。

4のところ調査結果の概要を簡単に、10ページにわたりに整理しております。後で簡単に説明してまいりたいと思っておりますけれども、一番目の食品の安全性の確保につきましては、1と2が言わば新たな取り組みに対する期待について質問した項目でございます。

3～7までが、食品の安全性の全般に関わる意識を問うたものでございます。

2番目の大きな項目の「危害要因について」ということで、8について、先ほど申しました不安を感じる要因を尋ねてございます。

次のページでございますけれども、3番目の柱の「リスクコミュニケーション」につきましては、9～12番目で行政が行っているリスクコミュニケーションに対する評価を尋ねております。

13～16につきましては、意見交換会への消費者の方々の関心具合などを聞いております。

17、18では、リスクコミュニケーションにおきまして、認識のギャップといったような

ことも一つの課題になっておろうかと思えますけれども、そういった面での質問を行ったものでございます。

最後に4番目の柱としました「緊急の事態」ということで、3点ほど聞いておるということでございます。

3ページをお開きいただきたいと思えますけれども、回答のありました455人の内訳とございますか、属性について説明を付け加えておきます。

まず、男女の性別でございましてけれども、男性1人に対しまして女性3人という割合でございまして。

2のところでございますように、年齢層別には、ほぼこんな形でバランスが取れているのかなという感じでございます。

3で消費者の方々に聞いておるわけでございますけれども、その中で職務経験に着目しまして、御自身がどういうことかと尋ねて、分類したものでございます。

食品関係業務経験者ということで、164人。この中には、パートで女性の方が食品関係の仕事に5年以上就いたといったような方々も含まれております。あと、行政の関係の仕事をした経験者も含まれておるわけでございます。

2番目のところで、研究職の経験が5年以上あるという方が33人いらっしゃいました。現在、研究職に就かれている方も含めての話でございます。

あと、医療・教育職経験者ということで、教育関係という意味では、小中学校の先生ということでございましてけれども、そういう経験のある方が73人。そのほか、消費者一般の方が185人という構成になってございます。

調査結果でございますが、4ページの方をごらんいただければと思えます。

まず、1番目の柱の「食品の安全性の確保について」ということで、問1では、食品安全基本法の制定とか食品安全委員会の設置など、新たな取り組みについての評価を尋ねてございます。

真ん中の円グラフのところでございますけれども、47.5%の人が評価していると。ある程度は評価しているという48.6%の人を加えますと、96.1%の人が評価していただいておりますという結果でございます。

年齢階層別のグラフが下でございますけれども、評価していると直接答えられた方が、年齢層が上がるに従って増えているという状況でございます。

こういった評価が高いということも、ある意味で期待ということだろうと思えますが、5ページでは、問2としまして、委員会に対してどのような役割を期待しているのかとい

う質問を行ってございます。

グラフがございましたように、委員会の主たる任務でございますリスク評価の実施等と、そういうところに期待がありますけれども、そうした中で特に、適切な情報提供というところに6割を超える方々の指摘があったという結果になってございます。

6ページに移らせていただきます。6ページ以降は、先ほど申しましたように、食品の安全確保に関する全般的な質問でございますけれども、まず問3では、フードチェーン全体の中で消費者の方々がこういったところに改善をしてほしい、裏返せば不安に感じているかといった質問でございます。

結果としましては、グラフにございますように、生産段階に8割近くの方、製造加工段階に6割近くの方が不安に感じている面があるということございまして、一方、流通段階、販売段階、あるいは家庭、外食といった関係を選択した方は低かったという結果になってございます。

7ページでございますが、消費者の方々は食品表示に関する関心が高いわけでございます。そこで聞いたのが問4でございます。

円グラフのところがございますように「表示制度には問題はないが、表示義務が守られていないケースもあり、実態には満足していない」という方が最も多く、6割を超えているわけでございます。実態にも満足しているという人も含めると、制度自体については7割の人が評価しているが、一方で実態には不満が多いというふうな結果になってございます。

問5でございますけれども、輸入食品に対する安全性への関心も強いわけでございます。そういった面で、行政に何を期待しているかということでは、下にございますように「検疫所等が行う輸入食品監視業務の強化」というところに7割の人が期待をしているということでございます。

8ページの問6に移らせていただきます。消費者の方々は発がんの可能性について懸念も多いわけでございますけれども、そういったものでどういうものがあるかということで、食品以外の製品も含めまして問うたものでございます。

グラフにございますように、たばこが昨今の事情などもございまして、9割という形で一番高うございます。そういった中で食品関係では、食品添加物が7割。あとは農薬等々が並んでおりまして、遺伝子組換え食品で33.2%といったような結果になっております。

よく科学者のところでこういう調査をしますと、普通の食べ物についての懸念ということも高いということでございますけれども、普通の食べ物につきましては5.5%ということ

で、消費者の方々は比較的そういう懸念が少ないという結果になっております。

下の方のグラフでは、職務経験別に見てどういう違いがあるかというのを見るために、グループごとに列挙したものでございます。この中では、食品添加物と遺伝子組換え食品では、黒抜きの食品関係研究職の経験者が、ほかのグループよりも低めに出ているといったようなところが特徴として出ておりました。

9 ページの問7でございますけれども、一般に消費者の方々が食を通じた健康被害の報道におきまして、こういった場合に不安を感じるんだらうかということで聞いたものでございます。

タイトルにございますように「3桁の有訴者数」。病気にかかったと訴えになった人たちが100人以上999人という、そういった3けたの発生というのがありますと、8割の大部分の人が不安に感じるといったような結果になってございます。

10 ページに移らせていただきますけれども、ここでは第2としまして、個別の危害要因につきまして、消費者の方々がこういったところに不安を感じているかといったものを問うたものでございます。

11 ページにその結果のグラフがございまして、まず一番多いのが農薬で67.7%と。以下、輸入食品、添加物、汚染物質といったところが続いておりまして、それらが6割を超える人たちが不安に感じておるという結果でございました。

それに続きまして、49%の人が遺伝子組換え食品、48.6%の人がいわゆる健康食品を挙げておるということでございます。

下に同じく職務経験別にそれをプロットしたものがございまして、特徴的な点を申し上げますと、研究職経験者の方では、かび毒・自然毒とか、いわゆる健康食品につきまして選択した割合がほかのグループよりは高い。一方、遺伝子組換え食品や新開発食品を選択した割合は、他のグループよりも低いという結果になってございます。

また一方、その他の消費者一般という方に着目しますと、微生物とかウイルスを選択した割合が他のグループよりも低いというところでございました。

次のページ以降に具体的な不安に感じる事例とか、あるいは理由を整理してございますけれども、上位の4つについて見ますと、農薬を選択したような人では輸入食品の残留問題や無登録農薬の問題から懸念をするという人が多く見られました。

輸入食品につきましては、やはり先ほど言いました残留農薬の関係を挙げたものが多かったということでございます。

添加物につきましては、先ほど、発がん性のところでも見ていただきましたけれども、

発がん性への懸念とか海外と国内の基準の違いなどから、多岐にわたって懸念されるといったような声が見られました。

汚染物質につきましては、内分泌攪乱化学物質への不安が多かったというような結果になってございます。

次に、第3番目のリスクコミュニケーションについてということで、15ページの方をごらんいただければと思います。

問9でございますけれども、食の安全の分野における行政のこれまでの取り組みについての評価を尋ねております。

グラフの方をごらんいただければと思いますが「適切に行われていた」というのは1.3%で低うございます。それに「十分ではないが行われていた」というものも加えますと4割ございました。

一方「ほとんど行われていなかった」「まったく行われていなかった」といった方々も4割いらっしゃいまして、そういう意味で評価は分かれているというふうな結果でございます。

16ページで、では具体的に適切に行われなかった事例としてはどういうものがあるのかというのを、具体的に自由記述で聞いてみました。その結果が下のところでございますけれども、半数の方々がBSEの関係を指摘しておりまして、次いでO157の関係などが挙げられておったということでございます。

その次のページに、では、それをどういう理由で適切でなかったかというのを選択の中で選んでおりますけれども、それを見ますと、BSE関係では性格もあると思いますが、「行政機関から必要な情報が早く正確に提供されていなかった」という指摘が70%で大きく占めております。それに対しまして、特徴的なのが遺伝子組換え食品関係で、75%の方が斜線部のところでございますけれども、関係者相互の間でお互いの情報や意見を交換し、お互いのギャップを解消するような機会が十分でなかったといった点を挙げているといったところが、目立ったということでございます。

18ページでは、逆にリスクコミュニケーションが適切に行われていた事例というものがないかということで、食の安全分野も含め、ほかの分野でも事例を挙げて、その理由を聞いたということでございます。

次の19ページにございますように、3割の方が自然災害の分野について適切に行われていたといった指摘がなされております。その理由は下にございますけれども、80.5%の方が必要な情報が早く正確に提供されたということでございます。

分野別には、ほかの分野でもこういう食の関係、環境問題、科学技術等と挙がってきま
すけれども、理由で見ますと、全般的に必要な情報を早く正確にということが多くござい
ますけれども、その次に特徴的なのは先ほどのような関係者の間の情報、意見交換を行い、
ギャップ解消のような機会は十分あったということで、環境問題では 29.5%の人、食の安
全分野では 23%の人が、そういう評価から適切に行われていたんじゃないかといった人が
いるということでございます。

20 ページに移りますけれども、問 12 からは、先ほど申しましたように、意見交換会の
関連で幾つか質問しております。モニターに関しましては、非常に興味があるという方々
の集まりということで、そういう性格からほとんど出席されるという結果が問 12 でござい
ますけれども、次のページに移りますが、問 13 では、どういうテーマに関心があるかとい
うことで聞いております。7 割の方が、リスク評価に基づいて講じられる施策に関心が高
いという結果でございました。

次、22 ページでは、意見交換会をどういう形で進めたらいいかということで、6 割の方
がパネルディスカッション方式での希望をなされていたということでございます。

23 ページの問 15 でございますけれども、こちらの方につきましては、意見交換会に出
席された方がその情報をどういうふうに活用していくんだろうかということで聞いたもの
でございます。

グラフの 2 番目にありますように、家庭における食生活に生かしていきたいという方が
半数いるわけでございますけれども、それとともに、積極的に知人友人に情報を伝えてい
くという方が 55%いらっしゃいますし、そのほか地域のさまざまな活動を通じて、消費者
等に還元していきたいというふうな答えがありまして、出席した人を通じて情報発信がな
される可能性があることが伺われる結果となっております。

24 ページでは、意見交換会に欠席するという方に対して、18 名でございましたけれども、
ほかにどんな方法が考えられるかと聞いた問いでございます。一言で申しますと、インタ
ーネットの活用などによって制約のない形でコミュニケーションを期待したいという声で
ございます。

25 ページでございますけれども、17、18 では、食品の安全性に関する認識にギャップに
ついて、問うたところでございます。

問 17 では、食品の安全性に関するギャップを感じたことがあるという方が 40.9%いる
と。若干あるという方を加えますと、8 割近くの方がそういった経験をしているというこ
とでございます。

26 ページでございますけれども、では、具体的にどういう事例でギャップを感じたのかと。また、どうすればそのギャップが縮小するのかといった質問を行っております。

これにつきましては、下のグラフがございますけれども、BSE の関係を指摘したものが多く、次いで遺伝子組換え食品の関係等々が、事例としては並んでおったということでございます。

認識ギャップの縮小に向けては、上の文章のところの 2 番目のパラをごらんいただければと思いますけれども、全体的に見ますと、意見交換会など消費者との間で情報意見の交換を行うとか、消費者が何を求めているのかを把握するとか、消費者にわかりやすいように説明するなど、消費者の視点に立った情報提供や意見交換を進めていくことが重要だという意見が見られました。

更に今、次のパラでございますが、情報公開により、透明性を確保するとか、科学的根拠に基づいた客観的な評価への取り組みを重視するといったような点などの指摘もあったということで、上の方にゴシックで書いたタイトルのような形で整理しております。

27 ページに移りますけれども、最後の柱としまして緊急の事態の関係ということで、問 19 では 13 年の BSE 発生時の行政の情報提供についての評価を聞いておりますけれども、一番多かったのが、どの情報を信じてよいのか判断を付きかねたということで、具体的にはマスコミを通じてさまざまな情報が流れてきたといったようなこと。安全性について、発表のタイミングが国とか県で違っていたとか、あるいは情報が幾度も変わったり、また政府の見解と有識者とのそれとが違っていたといったようなことを指摘するものがございました。

そのほか、情報の迅速性の問題、情報の正確性の問題、あるいは欲しい情報が提供されなかったといったようなところが指摘されているところでございます。

28 ページに移りますけれども、問 20 では、緊急時の発生時に信用できる情報源として何があるかということで問うたものでございます。

新聞、ラジオというのがこの手の質問では多うございます。

一方、国の機関などについては、必ずしもそうでもないという結果が多うございますけれども、今回のモニターの調査では 3 番目に官公庁のホームページ、政府広報といったものを 49% の方が挙げておりますし、大学研究機関のホームページというものも 32.7% の人が挙げておるといったような結果になってございます。

最後に、29 ページでございますけれども、情報の問い合わせ先を問うたところでは、保健所がやはり多くて、73.4% の人が挙げてございます。

それに続きまして、国の行政機関が 56.3%、都道府県の消費生活センターが 53.4% といった結果になっておるといってございませう。

以上で御説明を終わらせたいと思ひます。

寺田委員長 どうもありがとうございます。

どなたかコメントとかございませうか。

いろいろな認識ギャップもありますし、安全モニターの方というのは、食品に特に関心がありますから、一般の国民と必ずしも認識が一緒じゃないと思ひますが、こういうモニターの結果はどういうふうに使役する予定ですか。こういうことがあるんだということは把握したんですけれども、こういうふうに使役をかけて出た結果をどう使役するに役立てるのがよいのでしょうか。どなたか御意見ございませうか。一つ一つの細かいことについては参考にするとか、どこかで話しするときにはこういうことじゃないんですよとか、そういうようなことは言えるんですけれども、もう少し包括的な使役方というのは如何でしょうか。

寺尾委員 ちょっとよくわからないですけれども、すべてのデータは必要ないと思ひますけれども、重要な点につきましてはもう少し詳細に検討して、この委員会で議論して分析をした方がいいんじゃないでしょうかという気がするんですけれども。

寺田委員長 そうですね。リスクコミュニケーションの側面から言ひて、これは横に流すばかりではしょうがないので、やる必要があります。また御意見ありましたら言ひていただいてもいいし、また考えていただければ、有難いと思ひます。どの問題がどうだとかということもちょっと一回、また別のところの回でやりませうか。

ほかに何かございませうか。

前にちょっと聞いた事ですが、これは他の一般の国民全体を代表するような方、消費センターが国民生活センターなんかの方に聞いてみるとかという話がありましたね。

藤本課長 まず先ほどの議論で、この調査の活用ということございませうけれども、一つは今日も午前中ございませうけれども、企画専門調査会とかリスクコミュニケーションの専門調査会等でいろんな議論をされる際に、消費者の方々がこういう意識、あるいは認識を持っているという形で、議論の際の参考にしていただければということが一つ期待されるのではないかなと思ひます。

2番目の一般の方はもう少し意識が違ふんじゃないかという点で、ほかの調査が可能かどうかということにつきましては、実は国政モニターというものがやはり内閣府の中にございませう、そちらの方は食の安全に限らず広く一般の人に声をかけておられますので、そ

の人たちにも同様の調査をかけることを考えております。そうすれば少し違いがあるのかどうかといったようなことがわかるかなと思っております。

寺田委員長 わかりました。

どうぞ。

中村委員 面白いと思ったのは、これは4ページですかね。食品の安全性の確保のために取組に対する評価、年代区分別の表があるんですけども、若い人の方が評価が高くて、だんだん年をとっていくと。

坂本委員 逆でしょう。

中村委員 それならいいんだな。年を取っている人は信じているんだ。若い人はしていないんだね。しかも、非常に何かきれいに傾向が分かれて面白いと思いました。

寺田委員長 どうぞ。

坂本委員 さすがにモニターを応募してきた人だけに、かなりこの内容はレベルが高いと私は感じるんですね。そのレベルの高い人ですら、不安に思っているものが農薬と輸入商品と添加物と汚染物質と遺伝子という、これが次々とうやうや出てくるものが今、私どもが対象にしているような審査の物質だと思うんですけども、こういうものの安全性というものを不安に感じているものから除く方法を、上の方の主要なものについては、何かどこかで御検討いただくようなことが必要なんじゃないかと思います。

寺田委員長 おっしゃるとおりで、国民の中から言ったら食べ物に対しての意識が高い方でも今、言われた11ページの図だとか、私どもがやっていた「がん」のところ、たばこはいいとしましても、他は問題がすごいもんだなと思います。これは何とか一生懸命やらなくてははいけませんですね。

やはり説明責任というのは私たちだけじゃなくて、いろんな場で多くの専門家がやらないといけませんね。

では、どれをどういうふうこれからこの結果を使っていくかということをよくお願いいたします。

それでは、次の議題でございまして、食品安全基本法第21条第1項に基づく食品の安全性の確保に関する施策実施に関する基本的事項に関しまして、昨日付けで内閣総理大臣より当委員会の意見を聞く諮問が来ておりますので、事務局より、このことに関して説明をお願いいたします。

岩淵総務課長 お手元の資料3をごらんいただきたいと思います。

資料3が、昨日、総理から当委員会委員長あてにございました諮問書でございます。

「食品安全基本法第 21 条第 1 項に規定する基本的事項について」、標記について、食品安全基本法第 21 条第 2 項の規定に基づき、貴委員会の意見を求めるということでございます。

その基本的事項について、その後ろに説明の資料を付けてございますので、ちょっと補足をいたしますけれども、食品安全基本法では「内閣総理大臣は、食品安全委員会の意見を聞いて、基本的事項の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない」ということが書いてございまして、現在、基本的事項はまだできておりませんので、内閣総理大臣の方から案の作成に先立って、この安全委員会の方にまず意見を求めてきたというところでございます。

基本的事項でございますけれども、食品安全基本法は、法律の内容といたしまして、国や地方公共団体が統一的な方向性を持って措置を講じて、食品の安全性の確保に関する施策を総合的に推進するということを目指しているわけでございますけれども、そのために、法律の第 11 条から第 20 条までにおきまして、この施策を策定するに当たっての基本的な方針を 1 条ずつ書いているわけでございます。

基本的事項は、これらの法律の規定の基づいて講じられる各般の措置につきまして、実施のための具体的な方策をこの中で定めていくというものでございます。

項目は、ここにございます 10 項目でございます。

「①食品健康影響評価の実施」について。

「②国民の食生活の状況等を考慮し、食品健康影響評価の結果に基づいた施策の策定」について。

「③情報及び試験の交換の促進」について。

この 3 つが、いわゆるリスク分析の関係の事項でございます。

加えまして「④緊急の事態への対処等に関する体制の整備等」につきまして。

「⑤関係行政機関の相互の密接な連携」について。

「⑥試験研究の体制の整備等」について。

「⑦国の内外の情報の収集、整理及び活用等」について。

「⑧表示制度の適切な運用の確保等」について。

「⑨食品の安全性の確保に関する教育、学習等」について。

「⑩環境に及ぼす影響の配慮」について、ということでございます。

以上につきまして、この当委員会に意見を求めてきたわけございまして、当委員会の意見を受けて、政府としては来年 1 月頃に基本的事項を閣議決定を経て、策定するという

ことを予定しているということでございます。

3ページ以降は、関係の法律の条文を付けております。

以上でございます。

寺田委員長 どうもありがとうございました。

ただいまの説明に関しまして、質問なり、あるいはコメントなりございましたら、どうぞ。いかがですか。

どうぞ。

中村委員 大変、これは重要なことだとは思いますが、それぞれについて、どういうところまで書くのかというイメージが、もう一つよくわからないというところがあるんです。

基本計画というのはいろんな、農林水産省の例の農業基本法とか水産基本法とか何かに基本計画というのがあるって、ある程度は自給地の自給率の数値をそこで目標を出すとか、割合具体的なものがあって、それになりに興味のあるものだったんですけども、これはどういうふうにすればいいんですかね。

例えば、やや関係行政機関の相互の密接な連携とか、そういうのは例えば、何かそういう連携というか、連絡のための協議会みたいなものをつくって、それを動かしていくとか、そういうふうなことを例えば、一つ一つについて書くということなんですかね。

岩淵課長 おっしゃるような内容だと考えています。これから御議論いただくべき事項でございますけれども、基本計画という名前になっておりませんのは、この事柄の性質上、まず計画期間の設定というのがされておりませんで、何年間に何をやるという形で書くということは想定されておりません。

したがって、どういう方向で施策を具体化していくかということを書いていくということが想定されているわけでございます。

寺田委員長 どうぞよろしく申し上げます。

梅津事務局長 これらの10の項目は、去年の関係閣僚会議のとりまとめで、今後の食品安全行政を進める上で特に大事な事項として明記されたものでございます。

それらをそれぞれ一つの事柄を一つの条に明記されております。

それぞれの条文はかなり抽象的ないし一般的な表現になってはいますが、それらをより具体的に、重点なり細目を整理するということになるかと思えます。

当然のことながら、食品安全委員会だけではなくて、リスク管理機関も含めた政府全体としての取組をとりまとめるものになると思えます。

その場合、今、総務課長から説明ありましたように、単年度とかそういうことではなく、

一定の中期的な視野の中で重点的に、あるいはより具体的に取り組んでいく項目をとりまとめていくということになるかと思います。

寺田委員長 よろしゅうございましょうか。要するに、今、言われたと同じで、例えば、期間が区切られていないけれども、科学技術基本法があって、第2期の科学技術計画をたてて実行している、そういうのと同じで、食品安全基本法を具体化していくための施策をつくるということです。おっしゃった6月の関係閣僚会議で決まったことを具体化するようなことを管理を含めて土台をつくりなさいと、そういうことですね。

何かほかにございますか。

これは企画専門調査会でこれから議論していただいて、そこでつくっていただくことになると思いますし、この中で3番などは、やはりリスクコミュニケーションの専門調査会が関与しますし、緊急事態の方も緊急事態の対処する専門調査会、あるいは5番の方も、リスクコミュニケーションの一部でもありますので、それらの専門調査会でも討議をしていただいて、例えば全体のところは企画専門調査会が調査審議するということになっておりますのでそちらでお願いします。

非常に大事なことなので、この委員の先生方も是非オブザーバーなどとして参加して、いろんなことを意見をいろんな機会で行っていただければと思います。

これは、来年の1月の策定を予定していると理解しています。かなり時間がありませんね。

そうしたら、よろしゅうございましょうか。それでは、これは企画専門調査会が主となって審議をしていただくということになります。

それでは、これで本日の委員会のすべての議事は終了いたしました。何か特別、今日は時間もちょっとございまして、委員の先生方、何か御発言ございましょうか。

それでは、以上をもちまして、第15回「食品安全委員会」を閉会といたします。

次回の委員会につきましては、10月23日木曜日14時から開催いたします。

なお、10月20日月曜日13時30分からは「新開発食品専門調査会」、10月22日水曜日14時からは「緊急時対応専門調査会」が、それぞれ開催される予定ですので、お知らせいたします。

どうもありがとうございました。